第四条の次に次の一条を加える。

（統括消費者取引対策官）

第五条　取引対策課に、統括消費者取引対策官一人を置く。

2　統括消費者取引対策官は、命を受けて、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定による購入者等（同法第一条第一項に規定するものをいう。）の利益の保護に関する事務のうち命令等に関する事務を行う。

附　則

この府令は、平成二十四年七月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府令・国土交通省令第二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の四第一項及び第二項、第十二条の五第一項並びに第十二条の七の規定に基づき、旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　羽田雄一郎

旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則を一部改正する命令

旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成二十一年内閣府令・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中ワをカとし、ヲの次に次のように加える。

ワ　ホに掲げる旅行に関するサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあっては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい輸送の安全に関する情報

第三条第二号ニ中「及びチからワまで」を「、チからヲまで及びカ」に改める。

第五条第一号ホ中「ワまで」を「カまで」に改め、同条第二号ハ中「及びチからワまで」を「、チからヲまで及びカ」に改める。

第九条第一号ロ中「ワまで」を「カまで」に改め、同条第二号ハ中「及びリからワまで」を「、リからヲまで及びカ」に改める。

第十三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　第三号に掲げるサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあっては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい輸送の安全に関する情報

附　則

この命令は、平成二十四年七月一日から施行する。

省令

○外務省令第十号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

外務大臣　玄葉光一郎

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一中

ミャンマー
チャット
遺産の額の2／100
440
230
460
50
230
190
340
90
90
150
340
350
130
190
340
290
70
100
160

を

ミャンマー
チャット
遺産の額の2／100
58,200
30,600
61,200
7,100
30,600
25,500
44,900
12,200
12,200
20,400
44,900
45,900
17,300
25,500
44,900
38,800
9,200
13,300
21,400

に改める。

別表第二中

ミャンマー
チャット
380
770
380

を

ミャンマー
チャット
60
60
10

に改める。

別表第三中

ミャンマー
チャット
51,000
102,000
51,000

を

ミャンマー
チャット
8,500
8,500
800

に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。